

◎開議の宣告

(午前10時05分)

○議長（齋藤邦夫君） どうも、おはようございます。

当局より、会計管理者の欠席届がございました。

定足数に達しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

町長より、発言の申し出がございましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君） おはようございます。

審議に先立ちまして、恐縮でございますけれども、一般会計予算の補正につきまして、農業振興費の一部差し替えをさせていただきたくお願いするものであります。

その予算につきましては、予算の説明の中で担当課長より説明させますけれども、この案件につきまして、十分これまでの説明がなされなかったというふうに認識し、改めて説明を十分させていただいたうえで、またご審議をいただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第85号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、議案第85号

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今の、議長から町長の発言の許可をし、町長は、今一般会計の補正予算の差し替えの申し出がありました。私は町長にも、議長にも申し上げたいんだけど、いまだかつて、数字とか、そういったの、差し替えはあったけれども、やはり町長は議会の招集権で招集しました。そして、議会は議長がスムーズに議事運営できるように、議長の権限が与えておられるわけでありまして。そして、1週間前に提案権のある町長から、議案の提出があって、私は具に目を通しました。私の言いたいのは、やはり、各議員に、それぞれの予算の変更あるいは補正等のあなを、下駄預けておいて、そして、審議も、議論もされないで、頭から差し替えをするということはあるてはならない。私は差し替え反対ではありません。これはスムーズにいくための議長の裁量でありましょう。しかし、議長は、おそらく、

昨日、早くやめられたから、何らかの、今日は最終日で、忘年会もあるし、時間的にこの災害復旧の関連の議論になれば、今日は終わらないと。そう思うのであれば、通年議会であり、会期の延長の、議会運営委員会が開かれたのかなというふうに思いましたが、今朝ほど、私に電話がありました。町長は予算差し替えするらしいぞと。差し替えする、させるのは、議長は常任委員会に両方に出て、発言をする権限を与えられています。委員会の発言の項目の中で必携にちゃんと謳っていると思います。そこで、議長は、両方の議員の、議会の常任委員会の空気もわかったでしょう。そして、それで時間の関係もあると。そして、7番議員が16日の日に、この災害関係を白紙だという資料等を鑑みれば、なかなかこれは時間がかかるというようなことで、それを町長と話をされて、その前に議運に委ねて、議運の意見を聞いて、そしてその判断によって町長と委員長が、こういうことだと、じゃあこれだけは置いてくれやと、これはまあ、差し替えやれ、というようなことはあってはならない。議論もしない。私はあの、総務に所属しておりますけれども、災害復旧の中からはなんで出すんだというような話で、担当課長説明されましたけれども、それは町長が言ったのか、というやりとりまではあったけれども、その後、観光課長、教育委員会に説明あったけども、報告、つまり、何の質疑もしない。私は、我々議員は住民から選ばれて、議会に出された議案の審議を尽くして、それが務めなんです。それを審議もしない中で、あなたは議長に、申し上げますが、あなたは二元代表制あるいは与党議員にあってはならない旨の発言もありました。議会民主主義の原則に基づいて、公正・公平な、やはり議会の運営をするべきであるんですよ。私の言いたいのは、本会に、我々に、資料審議してくださいよという町長と議長名で載ってるんですよ。提出者は。町長という、議長という、それは執行権の持つものと、議決権の持つ、権限の持っている二人で話をすればなじょにでもなりますよ。それは。しかし、あまりにも、我々、さじきつんぼでいた4・5人は、理解できないんですよ。是非とも、今までの経過を申し上げるならば、議論を尽くして、討論までして、これは難しいなということで議長はそこで暫時、休議をして、そして委員会室あるいは控室の中で話し合いをしながら、こうしたらどうか、じゃあ議長と議運の委員長、町長にそういうふうに言って申し出ろやと。そして、差し替えなり、取り下げなりの経過はありました。私は差し替えはごく結構だと思いますけれども、議論なくしてやることは、町民に対して、我々何も知らなかったものに対してだ。それは議長にも、町長にも、俺聞きたいんだけども、それは時間がかかるので申しませんけれども、私は予算の中で出てきた時、それなりの発言は質疑の中でします。しかし、

冒頭から質疑もしない、議論もしない中で、差し替えするという事は、私はいかがなものかなど。反対ではなくいかがなものかなというふうに思うんです。しかし、議長の立場になれば、議会、この会期を皆さんに諮っておいて、会期中で議案の、何号から何号までを16日やる、最終日にはここまでやるということ、それをなんとかクリアしたいと。それが議長の大事な、腕の見せ所はそこなんでしょうけれども、その前に、なあなあで、町長と意見交換をしてひっこめるようなことは、私はあってはならないと。今回は、私は、これはやむを得ないだろうと。本日に迫った最終日に。そういうことで、町長と議長に対しては苦言を申し上げて終わります。

〔「同感」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） それではあの、ただ今、11番議員から苦言を呈していただきましたけれども、まあ、大事なことでございますので、深く胸に刻みまして、今後の議会運営に努めてまいりたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

町長。

○町長（目黒吉久君） 今、11番議員に、いろいろとおっしゃっていただきましてありがとうございました。本当にあの、納得いかない措置だというふうに思っておられるということも十分わかっておりますけれども、今般はその審議をしないでの撤去ということが非常に不本意だということであったろうと思いますけれども、その審議する以前の問題までもいかな説明不足があったという認識で、非常にこれ私も反省する、強く反省せざるを得ない実態だったなというふうに思って、反省をしながら、今後の活動に努めてまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、町長の申し出の予算書の差し替えでございますが、それを許可するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） そのように決定させていただきます。

それでは、予算の配付をお願いいたします。

差し替えの予算の配付をお願いします。

〔差し替え予算配付〕

○議長（齋藤邦夫君） それでは、日程第1、議案第85号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総合政策課長。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 失礼しました。議案第、今ほど配付させていただきました議案第85号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第7号）を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,993万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億1,643万円とするものでございます。

そして、次に、第2条、地方債の補正でございますが、地方債の変更は第2表 地方債補正によるものでございます。

ページをめくっていただきまして5ページ。今ほど申し上げました第2表 地方債補正でございます。起債の目的としまして公共事業、災害復旧、過疎対策事業でございます。右側にあります変更前から右側の変更後にそれぞれ限度額を変更するものでございます。事業の変更に伴うものでございます。追加といたしまして、緊急防災・減債事業ということで、9,210万円を限度額といたしまして新たにお願いするものでございます。

それでは8ページをご覧ください。歳入でございます。今回、地方交付税を455万1,000円追加し、累計で24億2,266万7,000円とするものでございます。このうち1億5,000万は特別交付税でございます。今回は震災復興特別交付税が新たに増額されるものでございます。次に分担金及び負担金でございますが、農地災害に伴う分担金。それから集会施設の分担金は塩ノ岐でございます。次に使用料及び手数料の使用料でございますが、多目的広場は若干の減額。ブナと川のミュージアム。ブナセンターでございますが、これが平成25年の入館者は5,000人弱でございました。平成26年は現在のところ6,400人ということで、28パーセントの入館者の伸びとなっております。それに伴いまして使用料54万8,000円を増額させていただくものでございます。教育使用料は夜間照明関係の減額。それから9ページの国庫支出金は制度に伴う保健基盤の安定負担金の増でございます。引き続き、国庫補助金はそれぞれ社会保障・税番号制度に伴う補助金の増。それから各種事業に伴う説明欄のと通りの減額でございます。県支出金は先ほども国庫で申し上げましたが、県分も保健基盤安定負担金の増額でございます。10ページ。県補助金でございますが、これもそれぞれ右側の説明欄に記載してございますとおり、それぞれの、総務、民生、衛生、農林水産県費、災害復旧関係で、それぞれ増額もしくは減額の補正予算をお願い

いするものでございます。11ページ、県委託金につきましては健康管理事業の委託金の減でございまして、次に財産収入でございまして、財産運用収入につきましては説明欄にありますように各基金の利子収入でございまして、次に、12ページでございまして、これにつきましては財産収入の物品売払収入ですが、今般、不用品等売払収入ということで325万6,000円の増額でございまして、これは除雪ドーザ2台と軽トラ1台分でございまして、次にプナセンターの書籍売払収入も入館者の増に伴いまして8万2,000円の増額をお願いするものでございまして、次に寄附金でございまして、指定寄附金で、当初300万1,000円。このうちの300万はテレビ道路関係でございまして、自然首都只見応援基金の寄附金を今般137万4,000円増額をお願いするものでございまして、ちなみに平成25年度は寄附件数が28件で、総額213万4,000円でございました。今般は件数が37件となっておりますが、金額につきましては137万4,000円ということになっております。次に基金繰入金でございまして、これは歳出で農業振興費等及び農地に財源充当する基金繰入金を財政調整基金2,830万3,000円をもって充当したいとする内容でございまして、次に、諸収入、雑入につきましては過年度収入としまして記載のとおり精算金でございまして、次に雑入でございまして、住民健診、後期高齢関係の分でございまして、これ減額でございまして、13ページに続きます。物件移転補償費74万3,000円につきましては河川改修にかかる光ファイバー移転補償料でございまして、河川につきましては叶津川でございまして、次に要介護認定調査委託料、微増。搜索関係、消防関係の搜索等経費の負担金。運動機器の検診協力金。地域活動センターの負担金ということでございまして、町債につきましては、先ほどの町債補正並びに追加の関連でございまして、説明欄のとおり事業でございまして、特に消防費、7の消防費の過疎対策事業につきましては、これ南会津広域圏広域消防一体となった事業でございまして、当初、過疎対策事業債を考えておりましたが、今般、過疎対策事業1億1,770万を減額し、緊急防災・減債事業債を充てるということで、南会津広域圏管内の町村の足並みがそろいましたので、このような形で補正をお願いするものでございまして、その後、只見高校振興対策、子育てひろば、子育て応援につきましてはこのような内容になっております。それから災害復旧関係もご覧ください。

引き続き、14ページでございまして、議会費、歳出でございまして、これは議会活動に伴いまして、議員の費用弁償、職員の一般旅費の増額をお願いするものでございまして、また、会議の回数、会議の時間等の増によりまして議事録調整委託料の増額をお願いするものでございまして、

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 続きまして、一般管理費です。職員手当につきましては今後の見込みに合わせまして不足分の増額をお願いするものになります。それから修繕料につきましては庁舎等の緊急修繕予算が不足しておりますので増額をお願いするものでございます。それから文書広報費、郵便宅配料であります。今年度、作成をしております町勢要覧を全戸配布するための郵送料の増額をお願いするものです。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 引き続き、総合政策費を説明させていただきます。これは昨日、議決をいただきました第三セクター経営検討委員会委員の非常勤報酬をお願いするものでございます。職員手当等はこの後、総務課長から説明あったかと思いますが、あるかと思いますが、その関係の職員手当の増でございます。共済費も同様でございます。15ページの19負担金補助及び交付金でございますが、100万円の増額をお願いしております。これはJR只見線全線再開通事業補助金でございます。当初、300万の予算をいただきました。それにつきまして、執行状況は31団体、執行額が約280万円となっております、20万余りの予算残となっておりますので、今般、100万円の増額をお願いして引き続き、JR只見線全線再開通に向けた事業に力をいれてまいりたいということでお願いするものでございます。次に、ユネスコエコパーク推進費ということで報酬234万円の減でございます。これは非常勤職員として自然首都学術調査専門員を雇用したく、年度初めから関係機関、大学等を通じて折衝して、その都度、候補者になるような人も正直ございましたが、なかなか最終的な雇用に結び付くというところまで至っておりませんので、時期的に12月でありますので、いつまでもというわけにいきませんので、今年度につきましては、その辺は一旦あきらめて、来年度、また改めて学術専門員の確保を図っていきたいということで、この関係の報酬を減額させていただきたいというものでございます。ブナセンター費は財源内訳の補正でございます。

○総務課長（馬場一義君） 続きまして、情報システム管理費です。使用料及び賃借料につきましては、次期総合行政システムの更新時期になっておりまして、そのための機器リース料、3ヵ月分であります。負担金の社会保障・税番号制度システムの間接サーバー利用負担金につきましては、これはいわゆるマイナンバー法に対応するために中間サーバーに接続をする必要があるということで加入をするものでございます。

○只見振興センター長（梁取洋一君） 只見振興センター費です。役務費ですが、通信運搬費、

電話料が6万2,000円ほど不足する見込みのため増額をお願いしたいと思います。13節委託料、災害学習列車ツアー委託料、19節、負担金、補助金及び交付金、R289フルコース踏破事業補助金、八十里越フルコース踏破事業補助金については、いずれも事業実績による減額をお願いしたいと思います。

○朝日振興センター長（馬場さき子君） 朝日振興センター費についてご説明いたします。4 共済費は臨時職員の社会保険料。7 賃金はイベント等に係る分、臨時職員賃金に不足が見込まれますので増額補正をお願いするものです。11 需用費、光熱水費、電気料は施設利用の増に伴い電気料の不足が見込まれますので増額補正をお願いするものです。修繕料は朝日振興センターに配備してあります除雪機のキャタピラーベルトの交換等に要する経費でございます。町民に貸出しておりますので危険回避のために取り替えたいものです。13 委託料は災害学習列車ツアー委託料の実績による不用残の減額でございます。よろしくをお願いいたします。

○明和振興センター長（兼）明和保育所長（横田雅則君） 明和振興費でございますけれども、共済費につきましては実績及び今後の見込みによります減額でございます。需用費の光熱費につきましては今後の見込みといたしまして10万ほどの増額をお願いするものでございます。19の負担金、補助金及び交付金でございますが、11月に補正していただきました地域づくり特別対策事業交付金でございますが、もう一度、各区と協議いたしまして精査したところ、不足が生じたので31万ほどの増額をお願いするものでございます。よろしくをお願いいたします。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 続きまして、15 財政調整基金費でございます。これは財政調整積立金及び減債基金の利子収入の積立でございます。16の諸費につきましては、説明欄にございます特定目的基金の利子収入の積立でございます。

○町民生活課長（新國元久君） 17 ページ、下段であります。項の2、徴税費。目の2、賦課徴収費であります。13 委託料として確定申告支援システム旧サーバー移行委託料54万円をお願いをしております。これにつきましては現在の確定申告支援システムであります。25年度に更新をさせていただきました。前に使ったものが18から、18年度から7年間使用したという老朽化による更新でありました。18年度から24年度まで使っておりました申告システムのデータであります。これ更新前のシステムに残っている状態でありました。このデータ、今後、修正等に備えて必要なデータでありますので、新しい機械にデータ

を移行したいというものであります。これにつきましては機械の台数を増やさないということで検討してまいりました。既存のシステムに移行しても差し支えないということで確認がとれましたので今般お願いをするものであります。

続きまして、18ページであります。戸籍住民基本台帳費ですが、職員手当、共済費等につきましては職員の不用等の増による補正であります。よろしく申し上げます。

○総務課長（馬場一義君） 続きまして、統計調査費の委託統計調査費であります。業務増に伴いまして超勤手当不足ということで5万円の増額をお願いするものでございます。

○保健福祉課長（横山祐介君） 続きまして、民生費、社会福祉総務費でございますが、まずあの、職員手当と超勤手当ということで今回84万円の増額。これにつきましては、来年度の子ども・子育て計画あるいは介護保険事業計画の策定等にかかる不足が見込まれますので、今回、増額補正をさせていただいております。それから役務費、任意保険料。その下、機械器具費ということで、これにつきましては実績による整理補正というような内容でございます。補助金につきましては除雪機械の整備ということで今回5万9,000円を増額補正させていただいております。それから扶助費でございますが、除雪支援事業給付費ということで300万円の増額。これにつきましては、利用者の増が見込まれるため、今回増額をさせていただいております。繰出金につきましては、出産一時金、保健基盤安定費、国保財政安定化支援事業費ということで繰出しをする内容でございます。それから3目、老人福祉費でございます。委託料、敬老会委託料につきましては17万円、実績による減額でございます。続きまして、高齢者生活福祉センター運営委託料でございますが、職員の異動等によりまして、今回222万3,000円の増額補正ということでございます。積立金につきましては利子収入積立ということで2万7,000円の増額。続きまして、4目、障がい者福祉費でございます。委託料につきましては相談支援事業委託料ということで17万4,000円の増額。相談件数の増により増額補正をさせていただいております。それから扶助費でございます。一番上の介護給付費、身体居宅4万7,000円から、一番下の自立訓練の、20ページ目の48万2,000円までにつきましては実績による補正というような内容でございます。扶助費の上から三つ目、共同生活介護と、それから20ページ目の上から2段目、共同生活援助。これにつきましては事業一体化ということで共同生活介護のほうから共同生活援助のほうに事業が移ったということで数字のほうが大きく動いております。それから、償還金、利子及び割引料でございますが、これにつきましては、25年の確定によりまして、



今回、障がい者自立支援給付費のほう、4万3,000円を増額させていただいているということでございます。それから5目、老人福祉費でございます。78万9,000円ということで、これにつきましても25年度の精算に伴う増額補正ということでございます。それから7の介護保険費でございますが、繰出金ということで90万9,000円。これにつきましては法定繰出分ということでございまして、介護給付費につきましては44万9,000円の減額。それから地域支援事業費については21万円の増額。あとは事務費分で114万8,000円の増額をしております。それから、21ページ目でございます。児童福祉総務費でございますが、これは財源の振り替えでございます。次に只見保育所費。只見保育所費についても財源の振替と。それから朝日保育所につきましても共済費ということで嘱託職員社会保険料30万円の減額をさせていただいております。それから明和保育所費でございますが、明和保育所費につきましても社会保険料で同じく26万円の減額というような内容でございます。

それから次に、衛生費の1目、保健衛生総務費ということでございますが、超勤手当、実績と今後の見込みによりまして、今回65万円の減額をしております。それから2目、予防費でございますが、報償費。これ整理補正でございます。2万円の減額。需用費、そして、その下、委託料につきましても整理及び実績による補正ということでございます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、環境衛生費、職員手当でございますが、年度内の不足見込みを補正をお願いしております。

○保健福祉課長（横山祐介君） 続きまして、22ページです。衛生費の保健事業費、委託料につきましても299万円の減額ということでございます。胃がん検診の委託料から尿酸値検査委託料まで、全て実績による整理補正ということでございます。それから18の備品購入費でございますが、これにつきましても公用車分、実績による整理ということで24万7,000円を減額しております。それから5目、保健センター費でございますが、修繕料につきましては今回31万3,000円。施設管理にかかる分ということで増額をさせていただいております。工事請負費でございますが、これにつきましては集排の繋ぎこみ予定しておりましたが、今回、実施しませんので342万4,000円を減額させていただいたというような内容でございます。

○農林振興課長（二階堂一広君） それでは、23ページ、農林水産業費、農業費でございます。農業委員会費、委託料、農地基本台帳システム保守委託料28万9,000円ござい

ますけれども、こちらは農地台帳が法定化されまして、農地情報システムにより農地情報を公開することとなりまして、情報化に伴う農地基本台帳システムの改修でございます。システムの詳細が決まりましたため増額補正をお願いするものでございます。続いて、農業総務費でございますけれども、こちら給料、職員手当、共済費でございますが、こちらにつきましては11月1日付で採用となりました職員1名分の給料等でございます。続いて農業振興費でございますけれども、負担金、補助金、交付金。補助金でございます。まず野鼠駆除対策事業補助金。こちらにつきましては事業費確定に伴います不用残の減額でございます。続いて、重点振興作物対策事業補助金でございますけれども、こちら、新たに行う事業でございます。内容につきましては南郷にありますJA会津みなみのトマト選果場、こちらにつきまして機器更新が予定されておりますので、それに対します町の補助金という内容でございます。1,139万1,000円でございます。この事業につきましては、JAにおきまして、国の補助事業であります攻めの農業実践緊急対策事業。こちらを利用して事業を行うということでございます。内容につきましては、機器の更新と共に選果場の機能強化。こちらを併せて行うということでございます。財源の内訳につきましては、国の補助金が2分の1、それと只見町の他、南会津町、下郷町でも助成を行いまして、3町合わせての助成のほうが4分の1、事業主体の負担が4分の1というような財源構成になっております。3町の負担額につきましては面積割、戸数割、均等割ということで算出されているものでございます。事業の財源内訳等につきましては、現在あります南郷のトマト選果場、こちら15年に設置をしておりますけれども、その内容と同様の形で今回も事業の財源構成されているというところでございまして、まあ、町の重点振興作物でありますトマト。こちらについての機器更新、必要不可欠なトマト選果場の機器更新ということで、町のほうでも補助したいということで今回お願いするものでございます。続きまして、交付金、機構集積協力金でございます。こちらにつきましては、今般設立されました農地中間管理機構、こちらに関連するものでございます。離農者が中間管理機構通して農地を貸し付けますと、経営転換協力金。こちらのほうが交付されるというものでございまして、今回1名、該当者が出ましたので、その部分の交付金ということで50万円でございます。

○観光商工課長（渡部公三君） 山村振興費でございますが、財源の振り替えの補正でございます。過疎債への、歳入でも説明申し上げました財源の補正でございます。よろしく申し上げます。

○農林振興課長（二階堂一広君）　続きます、農地費でございます。農地費、委託料、測量設計委託料ということで500万円をお願いするものでございますが、内容につきましては、今回、新規の事業ということでございまして、農業施設の防災対策事業の内容でございます。この事業につきましては町単独による農業用施設、水路の改修を考えております。大雨時に大水すると、水があふれるというところが町内、何箇所かございまして、こちらのほうの大水の対策ということで考えております。具体的に申し上げますと、河川に直接放流が可能な箇所、こちらにつきましてはゲートを設置いたしまして、水路に流れる水の量をですね、減らすということで考えております。今年度につきましては、それに係る測量設計費のほうをお願いするものでございます。箇所につきましては、現在、想定でございますが、今申し上げたような条件等を考慮いたしまして、只見用水、叶津用水、岩下水路。この3箇所について想定をしているところでございます。続きます、負担金、補助金、交付金でございますけれども、負担金、県の土地改良、土地連の特別賦課金6万7,000円。24ページにまいりまして県営の只見西中山間地域総合整備事業のこちらの負担金375万でございますけれども、こちらにつきましては、中山間事業と農業基盤整備促進事業。こちらの事業費増に伴います賦課金の増でございます。続いて、積立金でありますけれども、積立金。こちらはふるさと水と土保全基金の利子収入の積立金4,000円を積立てるものでございます。

続いて、林業費でございますけれども、林業総務費、委託料でございます。委託料。こちらは町有林現況調査委託料の減額でございます。100万円の減額となっております。こちらにつきましては、豪雨災害後の町有林の現況の確認の委託料として委託料100万円計上しておりましたが、委託先の業務多忙等によりまして今年度調査の実施が困難となりましたので、この部分については委託料全額を減額させていただきたいという内容でございます。続いて、公有財産購入費150万円でございます。立木買収費として150万円をお願いするものでございます。こちらにつきましては梁取にあります官行の分収造林。こちらの買受でございます。分収割合が2分の1ということでございまして、面積が62.89ヘクタール。こちらのほうが官行造林のほうの買い取りの希望の申し出がありましたので、こちらのほうを町のほうで買い取りをしたいということでございます。続いて、林業振興費でございます。補助金。林業整備地域活動支援交付金事業の補助金でございます。135万円でございますけれども、こちらは森林経営計画策定の促進に対する補助金の内容でございますけれども、こちらの交付金事業におきまして、事業の区分が変更になったことに伴いまして交付

単価が増額になりましたので、そちらの補助金の増額でございます。財源につきましては国の割合が4分の3、町の割合が4分の1ということになってございます。続きまして、林道費でございます。林道費、賃金でございますけれども、除雪冬囲賃金71万3,000円の減額、グレーダーオペレーター賃金26万円の減額でございますけれども、こちらは春先除雪の不用残の減額でございます。その下の使用料及び賃借料でございますけれども、重機運搬代の借上料、重機借上料。こちらも春先除雪の不用残の減額ということでございまして、合わせて81万9,000円の減額を行うものでございます。

○観光商工課長（渡部公三君） それでは、続きまして、25ページの商工費のほう説明申し上げます。商工総務費であります。人件費の補正をお願いしてございます。職員手当と、それから共済費でございます。説明の中で超勤手当を57万3,000円お願いしてございます。これにつきまして、今年度の観光交流事業、特にあの、ユネスコエコパークの登録になった後、またあの、福島DCのプレイベントというようなことで、様々にあの、町単独、また広域での観光イベントが休日を中心に開催されたというようなことで業務量増がございました。また今後も見込みがありますのでお願いするものでございます。続きまして、商工振興費であります。19の負担金、補助金であります。補助金につきましては59万円を只見町雪むろ実行委員会へ補助金し、今年度は事業費177万円をもって福島県のサポート事業と一緒に断熱シートを購入しまして、雪むろを設置し、新年度からのイベントに備えたいということでございます。続きまして、積立金であります。記載の基金の二つの積立金の利子を積み立てるものでございます。続きまして、観光費であります。観光費につきましては旅費をお願いしてございます。一般旅費26万9,000円です。これにつきましても業務量増により不足が見込まれますのでお願いするものでございます。積立金につきましては観光施設整備基金の利子収入を見込んでございます。よろしく申し上げます。

○環境整備課長（酒井恵治君） 続きまして、土木費、土木総務費でございます。職員手当につきましては年度内の不足の見込みでございます。続きまして、道路新設改良費の分につきましては、単価改正によります事業費のアップ分を見込んでおります。

橋梁維持費の電気料につきましては、電気料の上昇分の上乗せでございます。燃料調整費がアップになっておりますのでお願いしておるものでございます。

次、住宅管理費につきましては、年度内の一般旅費の不足の見込みでございます。

続きまして、集会施設整備費につきましては、修繕料、塩ノ岐集会施設のトイレ改修でご

ございます。補助金につきましては梁取集会所の備品の更新でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○町民生活課長（新國元久君） 27ページ、中段の消防費についてご説明を申し上げます。

非常備消防総務費の財源内訳の補正につきましては、搜索経費の歳入を見込んだということであり、常備消防総務費。これにつきましては、財源内訳の補正であります。第2表地方債補正及び事項別明細の町債補正の折にもご説明を申し上げましたが、過疎対策事業債から緊急防災・減債事業債へ振り替えるための財源補正であります。

○教育次長（馬場博美君） 続きまして、教育総務費のほうでございますが、まず最初に報酬としまして地域おこし協力隊員の報酬の減額があります。これについては、1月から1名新たに雇用できる方向となりまして、4月から12月分の9ヶ月分を減額するものでございます。共済費については同様に地域おこし協力隊員の関係します社会保険料の減額となります。続いて修繕料ですが、教員住宅分として原住宅の水道修繕分。それと冬期間の緊急分等を考慮しまして40万円をお願いするものでございます。28ページになりまして、積立金につきましては利子収入の積立金となります。続いて、スクールバス運行費ですが、スクールバスのプレヒーターの修繕分ということで50万円をお願いするものでございます。奥会津学習センター費については修繕料としまして給湯用の膨張タンクが壊れまして、40万、約40万の修繕費が必要です。それと併せまして冬期間の緊急分ということで合計で70万円をお願いするものでございます。

続いて、小学校費になりますが、まず学校管理費につきましては、次年度、特別支援学級を新設に向けた管理用の備品をお願いするものでございます。只見小学校と明和小学校のほうにそれぞれ1名ずつ入学する予定ですので、その関係でございます。教育振興費の備品購入費につきましては明和小学校に入学する児童が若干程度が重い子が入学するということで、教材用の備品を揃えるものでございます。今回、補正をお願いしまして購入し、4月からの入学に備えるものでございますのでよろしく申し上げます。

続いて、中学校費の教育振興費ですが、バスの借上料の減額となります。これにつきましては職場体験を例年、若松のほうで実施しておったわけですが、今年度は町内で実施したことから、その分の減額ということで36万3,000円計上させていただきました。

続いて、社会教育費の社会教育総務費のほうでございますが、賃金の雑役人夫賃金については人材育成関係の賃金の、運転手賃金の減額となります。続いて、報償費につきましては

講師等謝礼ということで、5期生・6期生の各講座にカリキュラムの指導者として株式会社  
明天の貝沼氏を例年お願いしていたわけですが、今までの指導を基にして職員で対応したと  
いうことから減額させていただきました。続いて旅費の費用弁償の非常勤特別職の費用弁償。  
それと普通旅費の一般旅費につきましては、各種講座の随行費用ということで、社会教育指  
導員と職員分の減額となります。講師等の費用弁償については、貝沼氏に関係するもの、そ  
れと松下政経塾の参加者の人数の関係から減額するものでございます。続いて使用料につ  
きましては高速道路使用料として5万円の減額。バス借上料につきましては38万円の減額と  
いうことで、参加者数の関係から公用車で対応できたことから、それぞれ減額するもので  
ございます。負担金につきましては各種研修負担金ということで、当初、関東方面の研修を計  
画していたわけですが、実施できなかったことから5万円を減額するものでございます。積  
立金につきましては文化・スポーツ振興基金利子収入積立金1万3,000円になります。

○議長（齋藤邦夫君） 説明は簡潔にお願いします。簡単に。

○教育次長（馬場博美君） 続いて、社会教育費の文化財保護費については、文化財調査委員  
の報酬の減額ということで、悉皆調査の関係で計画しておったわけですが、今回、雑役人夫  
等、内部の人員で調査をした関係からの減額になっております。賃金、旅費関係もその関係  
でございます。22の補償、補填及び賠償金についてですが、宮前遺跡の調査しているとき  
の測量用のトータルステーションの機械が強風によりまして倒れた関係から破損が生じまし  
た。レンタル機械でしたので修繕分について賠償金ということで支出させていただきたいと  
思っております。

続いて、教育費の保健体育費についてですが、30ページになります。そちらにつきまし  
ては、委託料はスポーツ研修関係のバス等運転委託料の減額です。バス借上料につきまして  
は各種スポ少の大会や諸々のバス借上料の減額となります。体育施設は財源の振り替えとな  
ります。給食センター費については、水道料が若干不足が見込まれますので2万2,000  
円の増額をお願いします。委託料につきましては放射性の物質の委託料の委託契約による不  
用残ということで減額させていただきます。集排の使用料につきましても、水道料同様、不  
足が見込まれますので6万6,000円をお願いするものでございます。工事請負費につ  
いては空調設備の改修の不用残ということで減額させていただきます。

以上です。

○農林振興課長（二階堂一広君） 続きまして、31ページ、災害復旧費、農林水産業施設災

害復旧費でございます。まず農地農業用施設現年災害復旧費でございますけれども、こちら、工事請負費200万円。内容につきましては工事内容の変更に伴う増額でございます。農地2箇所、農業用施設3箇所、それぞれ90万、110万円の増額をお願いするものでございます。続いて、林業現年災害復旧費でございますけれども、こちら委託料、林道災害査定現場整備委託料の減額であります。15万7,000円。こちらは災害査定終了しましたので、それに伴いまして不用残を減額するものでございます。続いて、農地農業用施設過年災害復旧費でございます。こちら工事請負費500万円でございます。こちらは発注分の、今後発注分の不足が見込まれますので500万円の増額をお願いするものであります。土地購入費、用地買収費24万円でございますけれども、こちらは蒲生、北山地内農業施設、水路用地でございます。原野が86平米、畑237平米。こちらは工事に伴います用地買収ということでございます。林道災害過年災害復旧費でございますけれども、こちらにつきましては賃金、臨時職員賃金100万円の減額。臨時職員100万円の減額でございますけれども、こちらは災害対応の応援職員、派遣を予定して予算のほう計上させていただいておりましたけれども、派遣職員の派遣がなかったということに伴いまして減額するものでございます。以下、旅費、特別旅費、災害派遣旅費10万円。使用料、賃借料の施設借上料60万円。負担金、災害派遣負担金1,000万円。減額ありますけれども、こちらも同様に災害派遣、応援職員の派遣がなかったことによる減額となります。

以上です。

○環境整備課長（酒井恵治君）　続きまして、32ページ、災害復旧費、過年災害復旧費でございますが、過年災害復旧工事確定による職員手当の不用残でございます。よろしくお願います。

○総合政策課長（渡部勇夫君）　予備費につきましては、以上の予算を編成いたしましたうえで、4,052万5,000円を増額し、累計6,891万8,000円とするものでございます。

○総務課長（馬場一義君）　続きまして、33ページ、給与費明細書の特別職分でございます。補正後、補正前、比較とございまして、一番下の欄になりますが、人数にしまして3人の増。金額にしまして704万9,000円の減額といったことになってございます。

続きまして、34ページ。こちらは一般職分でございます。給料、職員手当、共済費。いずれも増額になっておりまして、総額で429万1,000円の増額といった内容になって

おります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、これから質疑を行います。

簡潔に、ひとつあの、質問、答弁をお願いします。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 簡潔をお願いします。

重点作物、23ページの負担金補助金において、重点振興作物対策補助金というものの説明がありました国の持ち分、3町それぞれの持ち分、それからJAの持ち分の合計。つまり、これにかかる事業費の合計をお知らせ願いたいと思います。これ1点。

それから、このトマト選果場におけるこの機械の所有者。所有権を持つ者は誰か、お知らせ願います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） ご質問でございますけれども、まず全体事業費、補助対象事業費、補助対象外の事業費も含めまして2億1,150万円でございます。

施設の所有者につきましては、事業主体であります会津みなみ農業協同組合でございます。

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○農林振興課長（二階堂一広君） 失礼しました。

事業費の構成でありますけれども、補助割合、国のほうの助成金、補助金の割合が2分の1、3町の助成金の負担割合が4分の1、

〔「金額を」と呼ぶ者あり〕

○農林振興課長（二階堂一広君） 事業費は先ほど申し上げました。国の助成金が1億550万円。町助成金のほうの合計額が5,250万円。事業主体のほうは5,350万円となっております。

〔発言する者あり（聴き取り不能）〕

○農林振興課長（二階堂一広君） 町の助成金の3町の負担割合でございますけれども、金額で申し上げますが、合計が5,250万円になっておりますけれども、南会津町。こちらが3,807万8,000円。只見町が1,139万1,000円。下郷町が303万1,000円となっております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。



ほかにありませんか。

4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） 31ページの災害復旧費のところ、これは2番ですか、林道、現年度の災害復旧費ということで説明があったんですが、委託料で、これが終了して減額になったということですが、ちょっと関連でお聞きしたいんですけども、黒谷の林道、温谷沢ですけども、そこが、なかなかあの、復旧してないんですが、一部、個人でだったり、ということでやっているところもあるんですが、なかなか進まないということであるんですけど、今後の予定というか、取り組みというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 林道の災害復旧の関係ということのご質問でございますが、温谷沢に関する林道の復旧かと思えますけれども、こちらにつきましては、今のところその、23年災の災害復旧のほうの予定ということには、入っていないかと思えますけれども、現状よく、その部分については確認させていただいてですね、今後の対応を検討させていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 4番、山岸フミ子君。

○4番（山岸フミ子君） ここは、町民、区民というかの方がとても利用しているところですし、今後、ユネスコエコパークということで、とても良い森林セラピーというか、そういうところにもなり得るような場所ではないかなと私思うんですが、是非、調査をして検討して下さい。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 内容につきましては、現場、確認させていただいて、状況に応じまして内容を検討させていただきたいと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 先ほどの質問の継続です。

これ、他人の資産に対しての公的資金の投入でありますので、少しお伺いしたいんですが、重点振興作物対策事業補助金というその名前ですが、トマトの選果場の機械を修理するにあたって、重点作物対策事業補助金というふうにかかれると、単純に一般の方々がこれを見て、これがトマトの選果場の機械なのか、何かはわかりませんし、振興作物の定義というのは、

前々回の議会のときに資料をお出しいただきまして、まあ、そういう経過があったのかということは承知しておりますが、さらに重点振興作物とはどういうことなのか。何か定義があって重点作物なのか。何故、トマトの選果場の、というふうに具体的に書かないのか。その辺お伺いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） お尋ねの質問でございますけれども、重点振興作物、只見町におきましては、トマト。あとアスパラガス、花卉。こちらのほうを重点作物として指定をしております。こちらにつきましては、郡内、同じような形で指定をしているものでございまして、その中で、今回、トマトの選果場の更新に対する補助ということで、このような事業名称をつけさせていただきましたが、ご指摘のとおり、重点振興作物でありますトマトでありましたので、そういった名称をつけさせていただきましたけれども、ご指摘のとおりトマト選果場更新という形で名称をつけると、よりわかりやすかったのかなと思いますが、そういった形で振興作物の中でも、特にその生産額の多いトマトでしたので、そのような形で事業名称のほうはつけさせていただいたというところでございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 23ページの農地費ですが、この13の委託料。新しい事業ということで、大変良いことだと思いますが、これ3箇所ということですが、どのようなことで3箇所に決定されたのか。町内にあの、水路をやはり、大雨等であふれる箇所がいくつかあって、土嚢等で対応している集落もありますので、まあ今後も続けていかれる事業なのか。まあ、まだ1個もやってないうちに今後ともいうのもおかしいですが、是非ともあの、多くの場所を見ていただいて、優先順位をつけるということがありまじょうが、その辺どういふふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） お答えいたします。

ただ今ご質問の、農業用施設の防災対策事業でありますけれども、一応、想定箇所、3箇所ということで申し上げました。この理由につきましては、まあ事業の内容、大水対策ということで、物理的な条件、河川に放流が可能な、直接可能な箇所ということで考えておりましたので、これでありまして、ある程度、箇所が限定されるというところがございました。

またあの、水路の中でも基幹水路ということで、大きな水路、こちらのほうを優先ということで、今回、3箇所を想定しているところでございます。それでまあ、この事業につきましては新規事業ということで今回、予算のほうをお願いしているところでございますけれども、この3箇所以外にですね、今申し上げたような条件、適合するものがありましたらば、検討のほうさせていただきたいと思っておりますので、ほかの箇所についても、尚、今後検討させていただきたいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） 6番、小沼信孝君。

○6番（小沼信孝君） 是非お願いしたいと思っておりますが、まあ、川に直接放流できる場所ということで、もしできなくても、すぐ、その農業用水路、ある程度大きい、2メートルぐらいの水路でも、あふれて、人家に床下浸水ということがある場所がありますので、その辺も是非とも水路の嵩上げ等で検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（齋藤邦夫君） 農林振興課長。

○農林振興課長（二階堂一広君） 今後、その点につきましてもですね、内容についてはよく検討させていただきたいと思っております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 27ページ下段、教育費の需用費、修繕料、教員住宅分40万とあります。年当初から教員住宅、不足があつて、教員住宅のことも教育委員会では頭を痛めておられるのかなと思っておりますが、この修繕で40万という風に出ておりますが、教職員の住環境、快適にしておくのが町の最低限の務めだと思います。この辺のところはどうなのか。また今現在、今後、27年度に向けて不足はどうなっているのか。その対応はどうなっているのかをお聞かせ願いたいのが1点。

それから28ページ。奥会津学習センター費の、これも修繕料として70万あがっております。奥会津学習センターの新築計画の説明なども受けておりますが、その件についてはまだ議会に説明が足りず、まだ納得のできる状況にはなっておりませんが、この修繕をやった後、今後の奥会津学習センターの状況等をお聞かせ願いたいと思っております。

それから、28ページのその下、教育費の、教育振興費のバス借上料36万3,000円の減額。先ほどの説明ですと職場体験。去年は若松方面に行っていた部分を、今年度は町内でやったことよつての不用額という説明だったと思っておりますが、この職場体験の意義、それ

が今まで若松に行っていた部分を町内の体験に変えた、どういう教育効果を狙って町外でやられ、どういう教育効果のもとに町内でやられているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 教育次長。

○教育次長（馬場博美君） まず最初の、27ページの教員住宅の関係ですが、今回の補正の内容としましては、原住宅の水道料の修繕分が、現在、不具合が生じておりますので、その部分を緊急に直さなければいけないということと、あと冬期間、どうしてもそういう関係から発生が見込まれますので、その予備分ということで計上させていただいております。

あと教員住宅の不足の関係につきましては、現在まったく、先生方の人数からすると余裕がない状況でございますので、今回の12月会議の中でも教育長のほうがたぶん申し上げていたとは思いますが、教員住宅というよりは町の住宅の中で、先生も含めた町民も入れる住宅のほうで検討されるというような流れになっていると伺っておりますので、その辺の方向で早急に、住宅のほうについては対応していくような考えでいきたいと思っております。

それから、2点目の奥会津学習センターの修繕関係ですが、こちらについては、給湯用の膨張タンクの修繕ということで、そちらが約43万ほどになりますが、そちらが壊れて、給湯関係が若干、不具合が生じておまして、ただ予算がなくては修繕できませんので、早急に今回直させていただきたいと思っております。そのほかに冬期間の緊急分として30万を計上させていただいておりますが、それで70万ということで、実際そのタンク関係も19年に改修した時点から、機械設備関係が、その後の機械が壊れては修繕というような流れでやっております、そういう給湯やボイラー関係も、その本体そのものの年数が経過しているものもありますので、その辺いっぺんに壊れると正直、施設の運営ができなくなりますので、その辺は計画的に予算をお願いしながら改修して、あの施設を有効に使っていきたいとは考えております。今後につきましても、両委員会のほうに説明申し上げながら、できるだけ今、教育委員会の意向としましては、新たな快適に過ごせる寮の建築ということで検討しておりますが、その辺、議会の皆様のご意見をいただいて、ご了解を得ながら進めていきたいと考えております。

○議長（齋藤邦夫君） 教育長。

○教育長（齋藤修一君） 先ほどのあの、只見中学校の職場体験の件であります、非常にあの、実際のところ悩みました。結論的には二つの理由で変更をさせていただきました。一つ

は職場体験を通して、何が目的なのかと考えていった時に、職場体験も含めてといったほうが正しいかもしれません。やっぱり一つは、昨日も町長から話もありましたその教育が大事だというお話をいただきましたが、地域を支える人材をどう育てるかということ、やはり、もっともっと考えていかなければいけないという理由が一つあります。それから二つ目は、ご支援いただいておりますように、只見高校の振興対策と只見中学校との、いわゆる本流をどう太くしてくるか。その二つの点から考えた時に、悩みましたけれども最終的には町の中で職場体験をすることがいいのではないかとということで、校長と悩みながら判断をさせていただきました。で、若松で体験をというふうに、これはどちらもメリット・デメリットありますが、若松で体験するといった時に、これは確かに生徒の職場の幅が広がりますので、そういう点では非常にメリットがあります。で、そういう良さもあることは勿論わかっています。しかしですね、只見で体験した時は、勿論、今の逆になりますので、職場の幅は狭くなります。しかし、先ほど言いましたその狙いの二つから言いますと、この私達の只見の中で、様々な苦労や挑戦をしながら生き抜いておられる地域の方々に、方々から学ぶことこそ、やっぱり大事じゃないかというふうにこう考えまして、そういう意味で、只見町内でしっかりと職場体験をすると。そして、その地域の方と繋がるのが、やはり地域を愛することになり、只見高校の振興対策のひとつの大きなファクターになるというふうな理由で変更させていただいた経過があります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

7番、酒井右一君。

3回目です。

○7番（酒井右一君） 端的にお伺いしますが、34ページの給与明細書についてであります。

今現時点で、今日現在で結構です。最高等級っていうのは何級、何号なんでしょうか。それだけでいいです。給与担当説明員をお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 給料表ででいますと、6級…（聴き取り不能）

〔「何号」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（馬場一義君） すみません。ちょっと、号数まではちょっと…

〔発言する者あり（マイクなし聴き取り不能）〕

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 私も冒頭、整理予算のことで、差し替えですか、ありましたけれども、この差し替えの中で、12ページの繰入金、基金の繰入金という中で、財源、財政調整基金から28万3,000円、2,830万3,000円載っておりますが、これはあの、災害、豪雨災害の復興基金の規定ですか、県は公式見解を示してですね、そして、町はこの事業の内容の配分については町長が議会に報告なり了承を得て、この、先般、7番議員が、白紙の話を出しましたけども、私は白紙だとは思っておりません。でありますので、私は聞きますけれども、ここの町の活用方針の中で、三つあります。3・3・3の3億ずつ。そして、この、一つ目は生活再建支援事業。二つ目として、地域振興、産業振興事業ということで、今回、2,830万3,000円が一般財源から出ると。それはあの、私はこのことについて、少し議論といいますか、あの白紙のことについては、町長はじめ、議員、職員各位はどのように受け止められたのかなというふうに思うんですよ。その中で米価の下落あるいは農業振興関係で、その中で今回のあなは一般会計の補正財源の中で財政調整基金から出すと。そしてやると。私は予算の組み方については、当初については、予算編成指針に基づいて、まず法的で負担金とか、あるいは事務費とか、様々あるかと思います。委託料とか、繰出、繰入。これら以外に投資的事業は残ったあなで組まれるものと私は思っております。しかし、今回、この12月補正の中で、トマトの選果場の更新、農業支援の見込み額と。そして叶津、只見沖下、あるいは黒谷は岩下水路の委託料の、この3箇所2,830万3,000円だということで、これはまさに財政調整基金の繰入金と、この、配られた補正の額がぴったりするものですから、私はあの、白紙ということを力説されましたけれども、まあ私はあの、県の担当の松本さんにお聞きされたというようなことと、それから市村さんという話も出されました。行政の組織、仕組みというのは、町村では係、係長、課長補佐、そして課長と。決裁権のある課長。その上には三役どって、今は町長おりますけれども、一係に聞いて白紙ということの力説は、私は本会の中での一般質問でありますので、私は質問しませんでしたけれども、議長はどのように受け止められたか。町長はどのように受け止められたのか。私は非常に、行政に対し、あるいは議会に対して、混乱の、私は混同、混乱という言葉を使いますけれども、しております。県の、私は監督不足であると思うんですよ。南会津事務所の佐藤さんは、まあ、この予算関連で質問しているわけですから、大事なことなんですよ。一

議員、一職員が、南会津事務所の振興局の局長ちゅうだか、振興局は町村の管理監督というか、県との仲つがいというか、そういう立場にあるものをぶっこして、国・県に、私は問い合わせするという事は、甚だ、私は自分の考えとして、私はあの、過去にあるんですよ。赤沢の水路、いつになってもできねえから、国の政調会長の亀井静香さんに、地元の、当時、警察官の人が本出版のとき、その時お願いをしました。そしたら、亀井静香さんは県に電話して、予算つけろと。県は、南会津建設事務所に電話をして、そして事務所は町長に電話をされ、そして町長から私はいろいろ言われました。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

申し上げますけれども、もう少し簡潔にひとつお願いします。

○11番（鈴木 征君） いうならば、この財政調整基金から出さんなんながった経過を説明をしていただきたいんです。経過を。私どもに全然、質疑もさせないで、そして、差し替えしたからこそ、私は今、過去のこと申し上げるわけだから。経過説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、総合政策課長、お願いします。

○総合政策課長（渡部勇夫君） 私のほうから説明させていただきます。

今ほどの、現在ご審議いただいている一般会計補正予算の中の、ページで言えば12ページの基金繰入金の関係ですが、当初は豪雨災害復興基金からの取り崩し、充当を考慮しておりまして、それぞれ、農業振興費及び農地費の事業に充当したいという考え方でございました。今般まあ、その経過につきましては先ほど町長が申し上げたとおりであります、豪雨災害復興基金というのは、当然、豪雨災害からの早期の復旧・復興のために使ってくださいという基金の目的であります。その中で、当然、生活再建支援を優先して、しましたし、あとは防災、それから産業の振興、地域活性化のためというテーマがあります。で、その中では既に、観光商工事業者への支援をしておりますので、残りは農林業といえますか、農業関係事業者への支援をどうするかというところに移ってきたのかなという判断をしておりました。ですから、農業事業者への支援をしていく中で、先ほど、農林振興課長が説明しました事業と、今回、差し替えの中で落としましたが、それ以外の事業につきましても、適当であるという判断の中で豪雨災害復興基金を取り崩し、充当してやっていきたいということで当初思っておりましたが、町長のほうから、先ほど申し上げましたように、尚、丁寧な説明、よりご理解をいただくべき説明が、時間的なこと等もあって不足していたのではないかなというようなことから、それはまた改めてということで、今般につきましては、そのような形で

豪雨災害復興基金を充当しないで、同額を財政調整基金で振り替えて対応して、今般の一般会計補正予算はご理解をいただきたいという経過でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

○11番（鈴木 征君） そうすると、このことについては、後で、1月なり、2月に、そういう議論の場を設けられるのかどうか。今、これはこれで決着つけるというようなこと考えておられるのか。そしてこれは、取扱いとして活きているのか、生きていないのか。そこだけ聞いて。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 今あの、件でございますが、先ほど申し上げましたとおり、説明不足ということで差し替えさせていただいたということで、今、総合政策課長が申し上げた中身のとおり、そしてまた、先ほど私が申し上げましたとおり、後日、この件につきまして、これはやはりあの、災害復旧基金の捉え方、考え方も、ひとつしっかり整理されてない。じゃあ、今後、それをどう活用していくかということが非常に混乱するということもありますので、改めて今回は差し替えさせていただいて、後日、ひとつの議論なり、説明をさせていただいたうえで、尚一層の議論を公開の場でさせていただきたいということでもあります。

○議長（齋藤邦夫君） 11番。

3回目です。

○11番（鈴木 征君） そうすると、今、町長の話だと、今回は町の丁寧な説明がなくて、各位に理解がなかったと。そのためにこのような措置をとったと。今後、これについては、町長も、理解得られるような、こういった内容のことを設けるよと。場を。そういうことで理解していいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） そのとおりです。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第85号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり可決する  
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第86号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議案第86号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別  
会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第86号 平成26年度只見町国民健康保険  
事業特別会計補正予算（第3号）についてを説明いたします。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額5億275万5,000円のうち48  
3万8,000円を科目更生するものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。まず歳入であります。療養給付費交付金と  
いうことで、療養費の減によりまして、今回486万1,000円を減額しております。利  
子及び配当金につきましては積立金利子ということで2万3,000円の増額。それから繰  
入金につきましては一般会計繰入金ということで法定分でございます。保健基盤安定繰入金  
につきましては345万8,000円。出産育児一時金の繰入につきましては28万円。1  
名の増ということで合計2名分となっております。それから4の財政安定化支援事業繰入金  
につきましては110万円を増額させていただいております。

それから、6ページ目、歳出でございます。歳出の保険給付費の療養諸費、一般被保険  
者療養給付費につきましては財源の振替でございます。それから2の出産育児一時金につき

ましては、これは1名増ということで、今回42万円を増額させていただいております。後期高齢者支援金につきましては財源の振替ということでございます。7ページ目、介護納付金につきましても財源の振替と。それから8の保健事業費、1目、特定健康診査等事業費につきましては、施設検診負担金、人間ドックでございますが、人数の増によりまして26万3,000円を増額させていただいていると。それから基金積立金につきましては、先ほどの利子収入分の積立ということで2万4,000円の増額。予備費で調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第86号 平成26年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第87号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、議案第87号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第87号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）についてを説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ226万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,788万2,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。5ページ目、歳入でございますが、診療収入の入院収入でございます。1目の国民健康保険診療収入から、その他の診療報酬収入まで、10月までの診療報酬の実績等によりまして、今回、それぞれの補正をしております。合計で361万3,000円の減額ということでございます。それからその下でございます。外来収入ということで、これにつきましても、1目の国民健康保険診療報酬収入から、その他の診療報酬収入まで、実績と今後の見込み等によりまして、これについても補正のほうさせていただきます。外来収入合計で950万7,000円の減額というような内容でございます。それから6ページ目でございます。これにつきましては歯科外来収入ということでございまして、これも実績と、それから見込みということで数字のほう出させていただきます。補正額で521万円の増額というようなことでございます。それからその下、その他の診療報酬につきましては、一般健康診断の実績等によりまして今回15万円の増額と。それから財産運用収入、利子及び配当金につきましては利子収入ということで2万7,000円を増額しております。7ページ目でございます。繰入金、基金繰入金ということで、国民健康保険診療所運営基金繰入金。これにつきましては内視鏡システムの一式に係るものということで今回1,000万円を増額させていただきます。

それから8ページ目、歳出でございます。歳出の総務費、一般管理費につきましては、先ほどの利子収入分を積み立てるとということで2万7,000円の増額でございます。それから医師住宅費でございますが、修繕料ということで、これにつきましては予算残、だいぶ少なくなっておりますので、緊急時に備えまして今回15万円を増額させていただいているということでございます。続きまして、医業費、医科管理費につきましては社会保険料として今回124万円の減額。臨時職員につきましては、当初、2名分が、2名確保できませんでしたので、今回200万円の減額と。それから特別旅費は医師派遣旅費ということで16万

3, 000円の減額。それから使用料、賃借料につきましては車の借上と、応援医師に係る分ということで36万円を増額させていただいているということでございます。それから2目、医科、医療用機械器具費でございますが、これ、先ほど繰入させていただきました部分で、胃カメラ等の、内視鏡の検査ができるための備品購入ということで1, 000万円を増額させていただいているということでございます。それから3目、医科医療用消耗機材費でございますけども、今後の見込み等によりまして210万円。これは減額させていただいていると。それから医科管理費につきましては社会保険料で2万8, 000円の増額。9ページ目、歯科医療品、衛生材料費でございますが、不足見込まれますので、今回25万円を増額させていただいて予備費で調整をしているというような内容でございます。

それから、10ページ目の給与費明細につきましてはご覧をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 8ページの胃カメラですか。医科用一般備品1, 000万。胃カメラを導入して、内視鏡の検査をできる体制にするという説明でした。担当委員会でもそれは聞いておりますが、これを、これの実施にあたって、どのような対策をして、今後臨まれるのか。計画の全般をお話したいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 今後の計画ということでございますが、まずあの、以前にもお話したかと思うんですけども、看護師、あるいは先生方のその研修、もう一回、その手順等の確認のためにということで、まずはその部分を進めると。それと併せて補正というか、あげたうえで機器のほうの更新もしていくというようなことでございますが、11月末に中央病院のほうで看護師のほうは1回研修をし、今週かな、12月16だったかと思うんですが、南会津病院のほうでも看護師のほう、研修に行っているということで、年明けについても全看護師については研修を一度は最低行うというようなことで進んでいきたいということでございます。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

9番。

○9番（大塚純一郎君） 先生、看護師の研修ということでしたが、今、看護師の研修内容は聞きました。先生方、どのような先生方が、この胃カメラ、内視鏡検査をやられるのか。だと思います。それから、その前に、5ページの説明でもありました、診療収入が減額になっているわけですね。それが、まあ、町民は、結局、そういう内視鏡検査ができないがためにほかの病院で検査をする。ほかの病院で検査すれば、結局、診察・診療はほかの病院に行くのは当たり前の話で、それが、何年か、そういう体制できて、それを再開する。大変なエネルギーがいると思うんですね。看護師の研究もそうですけども、その先生はどういう対応でこれに臨まれるのか。今おられる先生方でその対応ができるのか。確実に。その辺のところはどのような計画でおられるのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 先生方につきましても、機器更新された時にはその機器で、あるいはあの、診療所内の今の現体制の中で、その手順の確認等はされていくと。なかなか今段階ではそこまでの余裕がないものですから、先生方については実施されておられませんけども、いずれあの、開始に向けては、もう一度、その内容等確認をされたうえで、胃カメラ等の検査の実施に移っていくものというふうに思っております。現先生方で、とりあえずは対応ということになるかと思えます。

○議長（齋藤邦夫君） 9番、大塚純一郎君。

3回目です。

○9番（大塚純一郎君） ちょっと説明が納得できないんですけども、聞くところによると、現場の声として、看護師はこういう研修で対応できるけども、やっぱり一番大切なのは、その機器を使って、診察・診断をする先生だと思うんですね。今、私が1回目から聞きたいのは、今おられる先生方で対応できるという計画でいるわけ、今の説明だとそういうことなのかなと思いますが、大丈夫なんですかということ。専門外じゃないですかと。そういう今の体制で臨むことが本当に町民が安心できるような体制でやる診療なのかということの確認なんですよね。やっぱり、その、もし、今の先生方で対応できないのであれば、こういう機械を導入してやる場合、特別にこの、こういう専門の検査をできる先生方、そういう先生方が、常勤でなくても、1週間にいっぺんとか、来ていただくような体制でやることも考えられると思うんですが、そういうことは考えてないんですかと。今いる先生方で、とりあえず

っていう、今、最後に言われましたが、そのような入り方で再開させるこの胃カメラの内視鏡検査が、そのような体制で始まって大丈夫なのかなど。今、やはりその診療収入が減っているということは、町民の信頼が、診療所から、朝日診療所から離れているという実態の裏返しだと私は思うんですが、最初に申しましたように、その再開するエネルギーというのは万全の態勢で、今まで以上の体制を構築してからでなければ、できないのではないかなと思います。その辺のところの確認で質問させていただきました。

○議長（齋藤邦夫君） 町長。

○町長（目黒吉久君） 議員心配されることも私もわかります。そういった意味で、これまでの、いろいろと、診療所の胃カメラ健診、その他のいろんなこともご質問いただいた中で、新年度からきちんと対応のできるような準備期間を設けて、そしてまた、診療所内でも、医師はじめ、看護師スタッフが、その辺のところを踏まえて、再開するんだという前提の中で、それを実践するためにどうしたらいいかということを中心に内部検討しながら対応してくださいよということで指示しているわけですから、それを踏まえて私は、医師も含め、看護師も含め、再開までにあたっては、それまでの中で責任と対応を踏まえながら取り組んでいただけるというふうに思っております。そういったいろいろ、ご心配されることも含めてですね、また確認しながらやっていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第87号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第88号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第4、議案第88号 平成26年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第88号 平成26年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ84万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,484万6,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。歳入でございます。歳入の後期高齢者医療保険料、2目の普通徴収保険料でございますが、これにつきましては滞納分の収入がございました。1万1,200円ということで、今回1万円の増額をさせていただいております。それから繰入金でございますが、療養給付費の過年度繰入金ということで、25年度の精算分78万8,000円を増額させていただいております。それから繰越金については前年度繰越ということで4万4,000円。雑入では4,000円の増額補正ということでございます。

6ページ目、歳出でございますが、負担金といたしまして、それぞれ、繰越分であったり、あるいは滞納の普通徴収分、それから精算分を納付するものということでございまして、合計で84万6,000円を補正するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第 88 号 平成 26 年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

昼食のため、暫時、休議いたします。

午後は 1 時から開会を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（齋藤邦夫君） それでは、午前に引き続き、会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案第 89 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第 5、議案第 89 号 平成 26 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第 89 号 平成 26 年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてを説明いたします。



まず第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,000万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,739万1,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧くださいと思います。まず歳入でございますが、歳入の国庫負担金、介護給付費負担金につきましては給付費の減によりまして今回3億2,000万2,000円を減額しております。次の国庫補助金の調整交付金。これにつきましては確定によりまして、今回、2億83万1,000円の増額。地域支援事業交付金につきましては事業費の減によりまして3億0万3,000円を減額しております。それから総務費補助金でございますが、介護保険制度改正に伴うシステム改修補助金ということで、次年度の制度改正に伴いまして本年度の改修が生じたので、今回8億4万2,000円の補助金分が増えたということでございます。それから、支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金は給付費の減によりまして1億04万1,000円の減額。それから地域支援事業交付金につきましては事業費の減で、今回3億5万1,000円を減額しているという内容でございます。6ページ目の県負担金の介護給付費負担金でございますが、これも給付費の減によりまして8億4万5,000円を減額と。それから下の県補助金でございますが、事業費の減ということで1億5万2,000円を減額しているという内容でございます。それから5の財産運用収入ということで、利子及び配当金。これにつきましては利子収入ということで今回2億5,000円を増額。それから繰入金につきましては介護給付費繰入金を4億4万9,000円の減額と。先ほどの給付費の減によりまして今回4億0万9,000円の減額。それから、地域支援事業繰入金につきましても事業費の減ということで1億5万2,000円を減額しているという内容でございます。それから7ページ目、一般会計繰入金でございますが、事務費繰入金ということで8億4万3,000円。先ほどのシステム改修に伴う繰入分ということでございます。

それから、8ページの歳出でございますが、一般管理費、委託料ということで介護保険制度の改正に伴うシステム改修ということで1億68万5,000円を今回増額しているという内容でございます。それから、その下、介護給付費の介護サービス等諸費。これにつきましては、1目の居宅介護サービス給付費から9の居宅介護サービス計画費まで、今までの実績と、それから見込みによりまして今回、それぞれの額を補正しております。全体で2億80万円増額という内容でございます。それから、9ページ目のその下でございますが、介護予防サービス等諸費と。これにつきましても1目の介護予防サービス給付費から7目の介護予防

サービス計画給付費まで、実績と見込みによりましての補正ということで、総額で470万円の減額をしているところでございます。それから、10ページ目でございます。その他諸費ということで審査支払手数料につきましては財源の振替ということでございます。そして、その下、高額介護サービス等費の1目、高額介護サービス費につきましては、今回、実績と、これも見込みによりまして80万円の減額。高額介護予防サービス費につきましては10万円の増額をしているというところでございます。それから、その下の高額医療合算介護サービス等費につきましては、これも実績と見込みによりまして、高額医療合算介護サービス費につきましては30万円の増額。その下の高額介護合算介護予防サービス費については財源の振替ということでございます。それから今度は11ページ目、特定入所者介護サービス等費の1目、特定入所者介護サービス費につきましても、実績と今後の見込みによりまして130万円を減額。3目の特定入所者介護予防サービス費については財源の振替という内容でございます。続きまして、地域支援事業費の二次予防事業費につきましては6万円を増額しております。これにつきましてはおたっしゃクラブと、その健康教室に係るおたっしゃ教室のそれぞれの集落の施設等使用料ということで計上したものでございます。それから地域支援事業費の介護予防ケアマネジメント事業費につきましては財源の振替という内容でございます。その裏、12ページ目、介護給付費準備基金積立金につきましては利子収入の積立ということで2万5,000円を計上と。予備費で調整をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第89号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は原案のと

おり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第90号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、議案第90号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第90号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）についてを説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,227万2,000円にするものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。まず歳入でございますが、介護給付費収入ということでございます。1目の居宅介護サービス費収入につきましては通所リハビリにおいては利用人数の減ということで192万8,000円を減額。その下、短期入所療養介護給付費につきましては逆に利用者の増ということで990万2,000円を増額しております。それから、2目の施設介護サービス費収入でございますが、これにつきましては合計で786万5,000円を減額ということで、施設介護サービス費収入につきましては利用者の減によりまして744万5,000円の減額。それから特定入所者介護サービス費につきましても42万円を減額しているところでございます。それからその下の自己負担金収入につきましては、滞納繰越分、1名分よりありましたので、今回6万5,000円を増額しております。使用料につきましては施設使用料ということで、入所者使用料については10万9,000円、実績と今後の見込みによりまして10万9,000円を減額と。それから滞納繰越分。これにつきましても1名分収入がありましたので、今回、11万2,000円を増額。

合計で3,000円の増額補正という内容でございます。それから6ページ目でございます。介護老人保健施設の運営基金ということで利子収入でございます。6万8,000円を増額。繰越金につきましては前年度繰越金ということで2万7,000円を補正しております。

続きまして、7ページ目、歳出でございますが、歳出につきましては先ほどの利子収入分を積立しております。6万8,000円を計上と。それから、諸支出金。還付金でございますけれども、過年度利用料還付金ということで、居住費、食費分の負担限度額の変更がありましたので、今回、1名分で4万5,000円を計上と。予備費で調整をさせていただいております。15万9,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

9番、大塚純一郎君。

○9番（大塚純一郎君） 5ページのサービス収入の説明を聞きました。通所リハビリ192万8,000円の減。利用者の減少。短期入所が利用者の増加で990万2,000円の増加。それから、施設介護で、施設介護サービスで744万5,000円の、これも利用者の減少。特定入所者も減少というような部分ですが、これで、今後、どのような、こういう、介護、居宅介護、施設介護の状況を、現状の話を聞いて、今後、どのような状態になるのか。把握していれば、ちょっと説明してください。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） こぶし苑分、現状につきましては、通所リハにつきましては、昨年度から短時間というようなことで、午前中だけの通リハのほうも実施しているところがございますので、本来の通所ケア、プラス、その短時間分ということで、利用者のほうは昨年度からは若干伸びてはいるんですが、今年度の当初ベースでは、利用者のほう、今現在、6.6人ぐらいでございますので、見込みよりはちょっと少ないのかなということでございます。それから、入所者とショートステイ分につきましては、全体で、50人の中でのやりくりということでございますので、その入所者につきましては、それはまあ、その中で、なるだけ50人に近い数字での利用を目指すというような形になろうかと思っております。それからあの、今後ということにつきましては、その通所については、なるだけその要望というか、利用者の要望に応えられるような形で受け入れのほう、していきたいと思っておりますし、入所分については、先ほども言いましたように、その50人になるだけ近い数字で運営のほう行っ

ていきたいというふうに考えております。

○議長（齋藤邦夫君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 5ページのサービス収入、滞納繰越分が歳入されたというようなことでありますが、税金や何やらと違って、これはあの、直接サービスを受ける方というの、特定の方決まっておるわけですし、誰だと申し上げているのではないですが、何故、滞納になったのかということと、その納入されたということは、その滞納になった理由が改善されたから納入しゃったということだったと思うんですけど、今後のまあ、老人福祉、いわゆる福祉施設の負担金のあり方等の参考になりますので、何故、滞納になったのか。そして、いわゆる翌年度に収入になったわけですが、どのような形でその原因が改善されたかといったこと、おわかりになればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） この方の場合というか、その世帯の状況もあったんですけども、内容につきましては、前年度の部分ではございませんで、いろいろあの、まあ数年前からの滞納があったものについて、ようやくまあ、家族の方のご理解をいただいて、滞納の部分について納付をいただいたということでございます。

〔「…（聴き取り不能）滞納の原因は…」と発言する者あり〕

○保健福祉課長（横山祐介君） 滞納の原因につきましては、なんていうんですか、それまではまあ、本人さんでなく家族の方が納めていらっしゃったんですけども、その家族の方の、なんていうんですか、理解というか、直接、自分のことではなかったものですから、その理解が得られなかったための滞納だったのかなというふうに理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 言い方は良くないんですが、言葉としてありますので、使いますが、大変貧困な状態のために、経済的に困って滞納だったということではなくて、いわゆるその、家族内の、双方のやりとりだったということで理解してよろしいですか。

○議長（齋藤邦夫君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） そのように私も理解しております。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第90号 平成26年度只見町介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎議案第91号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第7、議案第91号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第91号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,134万4,000円とする内容でございます。

5ページをご覧ください。歳入でございますが、水道事業基金より繰入をいたしまして財源を確保しております。利子及び配当金につきましては利子収入でございます。

次に6ページ、歳出でございます。維持管理費、水道総務費につきましては利子積立。あと消費税の確定による歳出でございます。次に維持費につきましては、電気料の高騰につきまして年度内の見積もりでございます。修繕につきましては年度内の不足が生じるものでお願いをしております。公債費につきましては財源の振替でございます。7ページ、予備費、83万6,000円の減額で調整をさせていただいております。よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第91号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇      ◇◇◇◇◇

◎議案第92号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 日程第8、議案第92号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第92号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補

正予算（第3号）について説明いたします。

歳入歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳入歳出予算の増額に歳入歳出それぞれ300万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,800万9,000円とする内容でございます。

5ページをご覧ください。歳入でございます。歳入は基金の利子収入でございます。繰入金につきましては基金より繰入をしまして財源に充てております。

6ページ、歳出をご覧ください。総務管理費、職員手当、共済費につきましては扶養者の増によるものでございます。施設管理費につきましては施設の、需用費、消耗品、薬品と燃料費も同じでございます。電気料の高騰によります年度内の見積もりでございます。積立金につきましては利子の積立金でございます。予備費85万3,000円の減で調整をいたしまして財源を確保しております。

次、7ページにつきましては給与費明細書でございますのでご覧ください。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第92号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。





◎日程の追加

○議長（齋藤邦夫君）　ここで、お諮りをいたします。

町長より、議案第93号　議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第94号　町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第95号　教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例、議案第96号　職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第97号　平成26年度只見町一般会計補正予算（第8号）、議案第98号　平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）、議案第99号　平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第100号　平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）、議案第101号　平成26年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）、議案第102号　平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）、議案第103号　平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9、追加日程第10、追加日程第11とし、日程第9以下を繰り下げて審議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2、追加日程第3、追加日程第4、追加日程第5、追加日程第6、追加日程第7、追加日程第8、追加日程第9、追加日程第10、追加日程第11とし、議題とすることに決定いたしました。

追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕



◎議案第93号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） それでは、追加日程第1、議案第93号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） 許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） それでは、議案第93号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中、150を165に改める。附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の条例の規定につきましては、平成26年12月1日から適用する内容でございます。

それから、もう一つ附則ございまして、給与の内払ということで、改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなすと、こういった内容でございます。

今ほど配りました資料のほうをご覧いただきたいと思います。改正後、改正前と対比した表になっております。その中で12月に支給する場合においては、100分の150であったものを、改正後、100分の165に改める内容でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第93号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第94号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第2、議案第94号 町長等の給与及び費用に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可します。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第94号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中、150を165に改めるということでありまして、期末手当年間支給月数を2.90から3.05に改める内容でございます。附則としまして、この条例につきましては平成26年12月1日から適用するといった内容でございます。また、給与の内払についての

附則も付いてございます。

資料のほうをご覧いただきたいと思います。こちらも改正後、改正前の対比の表になっておりまして、改正前が12月に支給する場合においては、100分の150を乗じてとなっていた部分を、改正後、165を乗じて得た額にと、このように改正をする内容でございます。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第94号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第95号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第3、議案第95号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第95号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中、150を165に改める。附則としまして、平成26年12月1日から適用する。それから内払とする旨の附則が付いております。

資料をご覧いただきたいと思います。95号資料で、改正前、12月に支給する場合においては、100分の150を乗じて、となっている部分を、改正後、165を乗じてという内容に改正をする内容でございます。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第95号 教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。



◎議案第96号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第4、議案第96号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 資料の配付を許可願います。

○議長（齋藤邦夫君） はい、許可いたします。

〔資料配付〕

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第96号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中、67.5を82.5に改め、同項、第2号中、32.5を37.5に改める。附則第26項中、0.6075を0.7425に、67.5を82.5に改める内容でございます。

それから、別表第1から別表第3までを次のように改めるということで、別表を添付させていただきます。

この改正につきましては、平成26年度から、職員の月例給につきまして、若年層に重点を置いたうえで、行政職給料表を平均で0.18パーセント引き上げるといった内容でございます。それから、特別級につきましては勤勉手当の支給月数を年間0.675月分から0.825月分に、0.15月分引き上げるといった内容でございます。それから、同項、第2号中、32.5を37.5の部分でございますが、これについては当町で該当者おりませんが、再任用職員について、年間0.325月を0.375月に改めるといった部分でございます。これらにつきましては、国の人事院勧告及び福島県人事委員会の勧告を基にしまして、一般職の給与改定に準じた形で町職員の給与の条例の一部改正をする内容でございます。

配付をしました資料のほうでご確認をいただきたいと思いますが、議案第96号資料ということで、まず第22条のところ、改正前、67.5の部分が82.5と。それから、3

2. 5の部分が37. 5ということでございます。それから附則の内容で、0. 6075が0. 7425、67. 5が82. 5といった形でそれぞれ改正を行うものになります。

別表の改正内容につきましては、改正前、改正後の対応表となっておりますので、ご確認をいただければと、そのように思います。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） 大変恐縮ではありますが、先ほど、級はわかりましたが、号給については、まあ、後でというお話でしたのでお伺いします。

24日に西部環境衛生組合の、やはり給与関係の会議がありまして、ここは押さえておかないと私の仕事になりませんのでよろしくお願ひします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 午前中にお尋ねの件でございますが、6級の66号が議員ご質問の号給になります。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませぬか。

11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今回は人事院勧告に基づいてのものですから、我々も知っておきたいことは、今の課長職で、一番この、等級の高い人は何級の何号であるのか。それから、一番、課長職で低いものはなんぼなのか。それをお聞きしたいと思います。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 職員の課長職の中で高いほうはですね、6級の66号に該当者がおります。それから、課長職で低いほうでございますけども、5級以上であります、5級なんであります、号数につきましては、ちょっとあの、該当者がどなたなのか含めて確認をしないと、ちょっと、はっきりとした号数は申しわけありませんが、この場ではちょっと、申し上げれる準備をしておりません。

○議長（齋藤邦夫君） 11番、鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 課長職の一番高い等級で6級の66号。これ、わかりましたが、特別職の町長と、一番高い、その課長で、どれくらいの金額の差があるのか。額ですよ。金額。わかれば。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 町長等の給与及び旅費に関する条例におきまして、町長の給料月額につきましては、お待たせしました、すみません、遅くなりまして申し訳ありません。本則上は60万2,400円ということになってございますけども、今現在、附則の中で、100分の20の減額を行っておりますので、20パーセント減額をした金額というのが町長給料の実態の額ということになっております。

○議長（齋藤邦夫君） 3回目。

鈴木征君。

○11番（鈴木 征君） 今まで、私はもっと、課長職というか、行政職は、給与高いのかなというふうに思っておりましたが、初めて、これを、給与表等の額見せてもらったが、聞きたいのは、これは安いと、こんな安い中で働いておられたのかなというふうに私は思うんです。何年か、何年ぶりか、人事院勧告で上げることになっているのか。何年ぶりか。そして、ここまでするに、私はあの、足踏みというか、前よりは給与下がった時があったんなかろうかなというふうに思うんですよ。ずっと流れを、これ見てみると。その辺は、足踏み、何年ぐらいあったのか。頭おさえであったのか。その辺、どうも、今のこの、66号の金額を見ると、非常に安い中で、町長の右腕となってよく頑張ってきたなというふうに思うんです。そこで、中だるみの頃、何年頃あったのか。そして、ここまでするまで何年ぶりか上がったのか。そこだけひとつお聞きしておきたいなと。私もそういったことは認識しておきたいなと思って。よろしくお願いします。

○議長（齋藤邦夫君） 総務課長。

○総務課長（馬場一義君） まずあの、給与改定で一時期下がった時期が、たしかにございまして、平成の10年代の後半の頃だったと記憶しておりますけども、その時点で、給料表の改訂があって減額になったと。で、その特例がありまして、減給補償という形で、頭打ちの状況で4年ほど過ごしている時期がございました。それからあの、今回の改訂でございまして、給料表の水準を引き上げたという改訂につきましては6年ぶりの引き上げということでございます。それから、特別級、勤勉手当の引き上げでございまして、こちらにつきましては7年ぶりの引き上げと、そういうスパンになってございます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございせんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕



○議長（齋藤邦夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第96号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第97号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第5、議案第97号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 議案第97号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

まず歳出予算の補正でございますが、第1条としまして、既定の歳出予算の総額57億1,643万円のうち786万8,000円を科目更生をする内容でございます。

まず、科目更生でございますので、予備費から各人件費のある科目のほうに科目更生を行っております。概略としましては、3ページの総括表をご覧くださいますと、予備費を減額をいたしまして各費目のほうへ増額を行って予算を調整をしております。

4ページ以降が各科目ごとの、今回の条例改正に合わせた中身としての補正内容になってございます。議会費のほうから、一般職給料、議員手当、職員手当、職員共済費と、それぞ

れ増額になっております。それと同様に一般管理費、総合政策費、徴税総務費、それぞれ同様の増額となっておりまして、6ページ、7ページ目につきましても、給与改定に伴うものということでありまして、戸籍住民基本台帳費、統計調査費、社会福祉費、児童福祉費と、それぞれの目的別の科目ごとに、人件費予算をもっております科目の補正を今回入れております。9ページの衛生費につきましても同様でございます。同じく農林水産業費の農業費、林業費。次の10・11ページにまいりまして、商工費、それから土木費の土木管理費、土木橋梁費。12ページにまいりましての教育総務費ということで、給料、手当、共済費の増額補正を、先ほど改正、議決いただきました条例の改正に基づきまして数字の調整を行っております。そして、予備費786万8,000円を減額をして予算を調整してございます。

14ページ、15ページにつきましては、給与費明細書ということでありまして、特別職分につきましては総体で65万7,000円増額ということでございます。一般職につきましては、給料、手当、共済費含めまして719万4,000円の増額といった内容の予算となっております。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第97号 平成26年度只見町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。



◎議案第98号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第6、議案第98号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第98号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）についてを説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入予算の総額4億3,788万2,000円のうち115万6,000円を科目更生するものでございます。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。診療所費、総務費の一般管理費。そして医業費の部分で、人件費の項目を予備費のほうからの科目更生ということで科目更生をしたものでございます。

それから、その5ページ目、給与費明細につきましては、以上のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第98号 平成26年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第99号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第7、議案第99号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） 議案第99号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを説明いたします。

第1条でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,740万8,000円とするものでございます。

5ページ目をご覧いただきたいと思います。一般会計繰入金ということで給与費の繰入金を1万7,000円しております。

それから、6ページ目の歳出につきましては、それぞれ、給料、それから手当、共済費ということで、人件費に伴うものをそこで増額補正をしているということでございます。予備費で調整というような内容でございます。

7ページ目の給与費明細につきましてはご覧をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第99号 平成26年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第99号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第100号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第8、議案第100号 平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第100号 平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）についてを説明いたします。

第1条でございます。既定の歳出予算の総額1,700万円のうち11万4,000円を科目更生するものでございます。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。改訂に伴いまして予備費から人件費への、その項目への科目更生ということでございます。一般管理費で給料、手当、共済費に11万4,000円を増額しまして予備費で調整というような内容でございます。

4ページ目をご覧いただきたいと思います。給与費明細書につきましてはご覧をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第100号 平成26年度只見町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）  
は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第101号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、追加日程第9、議案第101号 平成26年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（横山祐介君） それでは、議案第101号 平成26年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）についてを説明いたします。

第1条ですが、既定の歳出予算の総額1,000万円のうち11万8,000円を科目更生するものでございます。

3ページ目をご覧いただきたいと思います。これにつきましても改訂に伴いまして予備費から人件費への、人件費の項目への科目更生ということでございます。11万8,000円の科目更生でございます。

4ページ目をご覧いただきたいと思います。4ページ目の給与費明細書についてはご覧を

いただければと思います。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第101号 平成26年度只見町地域包括支援センター特別会計補正予算（第1号）

は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第102号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第10、議案第102号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第102号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）について説明をいたします。

歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳出予算の総額2億1,134万4,000円のうち10万5,000円を科目更生する内容でございます。

3 ページをご覧ください。歳出でございます。水道総務費、人件費に係るもの、給与費改訂に係るものでございます。予備費10万5,000円を減額し、調整をしております。

次ページは給与費明細書ですのでご覧ください。

よろしく申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第102号 平成26年度只見町簡易水道特別会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎議案第103号の上程、説明、質疑、採決

○議長（齋藤邦夫君） 追加日程第11、議案第103号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

環境整備課長。

○環境整備課長（酒井恵治君） 議案第103号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について説明いたします。



歳出予算の補正であります。第1条としまして、既定の歳出予算の総額3億1,800万9,000円のうち9万2,000円を科目更生する内容でございます。

3ページをご覧ください。総務管理費、給与費改訂によるものでございます。予備費9万2,000円を減額しまして財源を調整しております。

4ページにつきましては給与費明細表でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（齋藤邦夫君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

議案第103号 平成26年度只見町集落排水事業特別会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

#### ◎報告第12号の報告

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第9、報告第12号 専決処分の報告についてを議題といたします。

それでは、専決第16号 只見町一般会計補正予算（第6号）について、担当課長より説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（馬場一義君） 報告第12号 専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして、ご報告申し上げます。専決の第16号でありまして、平成26年度只見町一般会計補正予算の第6号でございます。

内容につきましては衆議院の解散によります衆議院総選挙の執行に係る予算の専決処分を行ったものでございます。

第1条としまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ834万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,649万7,000円とする内容でございます。

5ページをご覧ください。歳入の内容でございます。5ページ、総務費県委託金、衆議院議員選挙執行経費交付金として834万5,000円の補正を行いまして、これを財源としまして歳出予算を組んでございます。

歳出につきましては6ページ・7ページになっております。目の衆議院議員選挙費のほうで856万5,000円を補正しております。内容につきましては報酬以下、次ページの使用料に至るまで、衆議院議員選挙執行に係る予算を各費目ごとに補正を行っております。予備費22万円を減額をしまして予算の調整を行っております。

次の8ページ・9ページにつきましては、この選挙に伴う給与費明細書の変更の部分、特別職、一般職それぞれご覧いただきたいと思います。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（齋藤邦夫君） ただ今説明が終わりました。

これをもって、報告第12号 専決処分の報告については報告済みといたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中の委員会継続審査、調査申出について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第10、委員会継続審査、調査申出を議題といたします。

総務厚生委員長及び経済文教常任委員長から、会議規則第75条の規定により、休会中の継続審査、調査について、別紙のとおり申し出がありましたが、これを認めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、休会中の継続審査、調査を認めることに決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎正・副議長、議員の公務出張等について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、12月会議以降における正・副議長、議員の公務出張等についてお諮りをいたします。

12月会議以降の活動及び各種行事、会議等への出席など、議会の公務出張の必要がある場合は、その都度、議長の承認、指名により行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件はそのように決定いたしました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） ここで、町長より、発言の申し出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

○町長（目黒吉久君） 15日から始まりました12月議会、本日で閉じるわけでありましてけれども、皆さんには今までご苦労さまでございました。

提案しました議案も真摯にご審議いただきましたことも御礼を申し上げます。

一部、補正予算につきましては、差し替えさせていただくといったようなこともありましたけれども、これはお詫び申し上げて、そして、この案件につきましては、また改めてご説明させていただきながら、ご審議をしていただきたいというふうに思います。

一般質問を通じて、それぞれ皆様方からもたくさんのご意見いただきましたけれども、や

はりあの、高齢化が進む中での、そういったお年寄りに対する扶助的な施策、それから少子化の中における子育て支援というものに対して、どういう支援ができるのかといったようなこと。それから、水害から3年半経ったわけでございますし、今年はユネスコエコパークという登録にもなりましたけれども、そういったことを起点として、今後、只見町の将来を、そういう姿を描いていくのかといったようなことが、今般、一般質問を通して皆様方からいただいた意見かなというふうを受け止めておりまして、この点につきましては、それぞれ答えさせていただきましたが、これからあの、そういったことを切り開いていくには、具体的な行動の中で、出だしの時に、十分、皆さんと審議して、理解をいただいたうえでスタートするといったようなこともあれば、また時には、スタートしながら、皆さんと一緒に議論をさせていただくといったようなものもあってもいいのかなと。またそういったことも必要なのかなと。そういったことを一つの、一つ一つの、具体的であったり、具体的な事業や考え方、計画を、やはりそういったものにおける臨機応変な、皆さん方との連携や、または町民の方々、そしていろいろな事業者の方々との連携の中で、どう、それを組み合わせて取り組んでいくかが、実効性のある成果を生むのかなというようにことを思いながら、またこれからも引き続き、皆さんと情報交換をしながら、意見交換をしながら、なんとかこの、一つ一つ、只見の将来に繋がるような取り組みを、施策を展開していきたいと思っておりますので、そういったことも併せて皆様方をお願い申し上げたいというふうに思います。

大変今年はカメムシが少ないということで、雪が降らないのかなと期待しておりましたけれども、この時点では、もう既に、この段階で、これだけ雪が降ったわけですから、今後、年明け、どのくらい降るのか。結構、大雪になるのかなといったような思いでおりますけれども、どうか皆様方には年末年始、ご家族の方々と時間を取れるような正月をお迎えいただいて、そして、また年明け後、元気で輝かしい新年を迎えていただいて、そして、元気でまた、新たな年を迎えて頑張ってくださいなというふうに思います。

どうかまたこれからも、よろしく願いしまして、また良いお正月を迎えられることをお祈り申し上げて、今議会の感謝と併せて、最後のご挨拶に代えさせていただきます。

どうもありがとうございました。



◎議長あいさつ

○議長（齋藤邦夫君） それでは、議長からも一言、御礼のご挨拶を申し上げます。

今回の12月議会は、通算5日間ということでもございましたけれども、議員各位のご協力をいただきまして、日程どおり全てを終了することができました。誠にありがとうございました。

また、当局におかれましては、是非その、通年議会の制度を十分に活用されまして、議会との協議等を十分に行っていただきまして、質の高い政策提案等々、努力されますことを切にお願いしたいと思います。一般質問等で出された意見等も十分に留意されまして、町政進展のために、今後とも尚一層のご努力をお願いしたいと存じます。

議員各位におかれましては、これから年末に入ります。何かとご多用中と思いますけれども、健康には十分に留意されまして、ご活躍をお願いしたいと思います。

以上を持ちましてご挨拶といたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午後2時09分)

